

平成26年4月

お客さま各位

盛岡ガス株式会社

消費税率の変更に伴うガス料金の改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ変更されます。

当社は、この消費税率の変更に伴い東北経済産業局に届け出て、4月以降のガス料金から新たな消費税率を反映した新料金にて算定することといたしました。

なお、3月以前から継続してガスをご使用いただいているお客さまについては、5月検針分から新料金の適用となります。

当社は、今後も更なるサービスの向上と保安の確保および業務の効率化に努力してまいりますので、諸事情をご賢察の上ご理解を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

<参考1>消費税率変更に伴う、標準世帯における1か月のガス料金

	現行料金 消費税5%	新料金 消費税8%	差額
1か月のガス料金 (16m ³ 使用の場合)	5,944円	6,114円	170円

※ 原料価格の変動による4月の調整額を含みます。

<参考2>消費税率の取り扱い

		4月検針日		5月検針日
		4/1 ▼	5/1 ▼	
ガス料金		4月分	5月分	
消費税率	3月以前から継続して ご使用いただいているお客さま	5%	8%	
	4月からご使用になるお客さま		8%	8%

お問い合わせ先：盛岡ガス株式会社

料金課 TEL.653-8330 (平日 8時30分～17時)

代表 TEL.653-1241